

労 審 発 第 7 0 6 号
平成 25 年 9 月 10 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

労働政策審議会
会長 樋口 美雄

平成 25 年 7 月 10 日付け厚生労働省発基労 0710 第 2 号をもって諮問のあった「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成 25 年 9 月 10 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦

「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成 25 年 7 月 10 日付け厚生労働省発基労 0710 第 2 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成 25 年 9 月 10 日

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦 殿

労災保険部会

部会長 岩村 正彦

「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成 25 年 7 月 10 日付け厚生労働省発基労 0710 第 2 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、厚生労働省案は妥当と認める。